

鹿児島県後期高齢者医療広域連合告示第15号

鹿児島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年条例第21号）第5条の規定に基づき、鹿児島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について、下記のとおり公表する。

令和7年5月30日

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 中西 茂



記

鹿児島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表
（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

記

1 職員の任免及び職員数に関する状況

（1）任命・任命解除者数の状況

ア 任命者数の状況（令和6年4月1日）

一般職員 7人

【内訳】 鹿児島県 1人

関係市町 6人

イ 任命解除者数の状況（令和7年3月31日）

一般職員 8人

【内訳】 鹿児島県 0人

関係市町 8人

（2）職員数の状況（令和6年4月1日現在）

27人（平均年齢 39.7歳）

2 職員の給与の状況

「職員の派遣に関する協定書」に基づき、時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、広域連合の関係規程により広域連合が支給している。それ以外の人件費は、派遣元の関係規程により派遣元が支給し、広域連合が負担している。

(1) 時間外勤務手当及び休日勤務手当

ア 一般会計

支給対象職員数	支給実績（年）	1人当たり平均支給額
6人	909,987円	151,665円

イ 特別会計

支給対象職員数	支給実績（年）	1人当たり平均支給額
18人	3,426,406円	190,356円

(2) 管理職員特別勤務手当

令和6年度において、支給実績なし。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（令和6年4月1日現在）

始業時刻	終業時刻	休憩時間	1週間当たり勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	38時間45分

(2) 休暇・休業について

「職員の派遣に関する協定書」により、派遣元の関係規程を適用している。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

令和6年度において、処分なし。

(2) 懲戒処分の状況

令和6年度において、処分なし。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

26件

(2) 営利企業等従事許可の状況

3件

6 職員の研修の状況

派遣元の団体の研修計画に基づき実施される研修及び職務遂行に必要な技術向上のための実務研修等に参加している。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉

派遣元の方法によることとしている。

(2) 利益の保護の状況

該当なし。

※地方公務員法（昭和25年法律261号）第46条又は第49条の2の規定に基づき、公平委員会に対して行う措置要求又は審査請求の状況のことである。